

横浜市災害廃棄物処理計画の策定について

1 計画策定の趣旨

東日本大震災、熊本地震など大規模災害では、多量のがれきなどの災害廃棄物が発生し、その処理・処分に時間を要したことが、復旧・復興の妨げになりました。

本市には、これまでの大規模災害において、他都市の廃棄物の収集運搬などを支援した豊富な実績があり、ノウハウも蓄積している一方で、地域防災計画などでは、災害廃棄物について一部記載はあるものの、体系的な取組としては必ずしも十分ではありません。また、昨今の被災地の教訓なども取り入れたものとはなっていません。

そこで、今般、大規模災害発生時の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を目標とした、「横浜市災害廃棄物処理計画」（以下、本計画）を策定します。

なお、国においては、近年の災害における教訓・知見を踏まえ、廃棄物処理法等の改正を行い、同法に基づく基本方針にも、市町村は「非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う」との規定が追加されていますので、その一環としても本計画を策定いたします。

2 本計画の条件

(1) 対象とする災害

横浜市の地域防災計画で想定している地震災害及び風水害

(2) 関連計画との整合

本計画は、市や各区の地域防災計画に反映するとともに、広域連携との関わりから、県、国の災害廃棄物処理計画と整合をはかります。

(3) 対象とする災害廃棄物

ア 災害がれき等(木くず、コンクリート片、廃家電など)

イ 生活ごみ・避難所ごみ(使用済みトイレパックなど)

ウ 災害ごみ(被災家具等の粗大ごみなど)

エ し尿(地域防災拠点等での仮設トイレなど)

オ 路上廃棄物(発災後、速やかに行われる道路啓開に伴い発生する廃棄物)

3 本計画策定のポイント

(1) 分別・リサイクルの普及

膨大な災害がれき等も、可能な限り、選別・分別し、焼却量・埋立量を少なくするとともに、再生資材などを復旧・復興に活用します。

また、生活ごみ・避難所ごみも、日常と同様に分別して排出することが、全体としての循環につながるため、被災後とはいえ、住民の皆様の協力が不可欠です。

(2) 災害廃棄物処理の流れの整理

災害廃棄物処理の流れ（仮置場、中間処理施設、焼却工場など）について、被災した際の地域ごとの状況を踏まえて整理し、業務計画として策定していきます。

【参考：仮置場の考え方】

熊本など大規模地震の被災地では、被災後に自宅等の片づけが始まると、近所の公園などが、自然発生的に災害ごみの仮置場となった事例があります。本計画では、あらかじめ、仮置場の考え方、配置方法等を定め、本計画策定後には、一次仮置場の候補地選定を検討していきます。

① 身近な仮置場

被災家具等の粗大ごみなどを、一時的に集積します。住民の皆様が自ら持ち込むことができるようにするため、被災地区の中でできるだけ近い場所を選定します。

② 一次仮置場

災害がれき等、身近な仮置場に出された被災家具等や路上廃棄物（道路啓開による廃棄物）を受け入れ、処理を行うまでの保管、積替え拠点として設置し、重機による前処理（分別）を行います。一次仮置場は一定の面積が必要となるため、発災後、早い段階で決定することが、早期の災害廃棄物処理につながります。

③ 二次仮置場

一次仮置場からの廃棄物を受け入れ、破碎、選別などを行い、焼却施設、資源施設へ排出します。廃棄物の種類と量によっては設けない場合、また、被災状況により、仮設の焼却施設を設ける場合などもあり得ます。

(3) 体制づくり

廃棄物関連施設の耐震性強化、収集運搬・処理処分など災害廃棄物処理の体制を充実させます。特に、初動期の対応（身近な仮置場の選定、地域防災拠点でのトイレなど）が重要になるため、こうした視点の体制づくりを本計画に盛り込みます。

(4) きめ細かな情報提供や意見交換

災害廃棄物の処理は行政の責務ですが、それを支える身近な仮置場の選定や分別へのご協力など、自助・共助の取組が大切になります。計画策定の段階から、区連会や拠点連絡会などの地域場で情報提供します。また、災害廃棄物処理においては、民間企業の皆様の連携、協力も不可欠です。計画策定の段階から協議を重ねながら進めます。

4 今後の進め方(予定)

市役所内部の関連部署と連携したプロジェクトを設けるなどして、年度内から情報共有・検討を開始し、本年秋頃をめどに、骨子案を策定・公表する予定です。

その後、「素案」を作成して、市民意見募集を行い、最終的には、年度末を目標として本計画としてとりまとめていきます。